

駐車場の使用料を免除する場合の基準

愛媛県県民文化会館駐車場管理規程第6項第2号における駐車場の使用料を免除することができる場合は、緊急車両等のほか、次の各号に該当する場合とする。

- 1 会館の管理運営に関する業務のため、財団が必要と認めた車両
- 2 会館の利用に関する手続等のために駐車する車両
- 3 財団の販売物を購入するために駐車する車両
- 4 会館を使用する主催者が駐車する場合、次の台数まで使用料を免除する。
 - (1) ホール使用の場合、5台
 - (2) 会議室又はリハーサル室を単独で使用の場合、2台
 - (3) 特別会議室使用の場合、8台
 - (4) 応接室使用の場合、応接室ごとに8台
 - (5) 複数のホール及び会議室等使用の場合、5台。ただし、特別会議室及び応接室は別枠とする。
- 5 第1項から第3項に該当する車両については、事前の届出があるもののほか、各担当者が駐車券に使用料の免除を証明する記載を行うこととする。
- 6 第4項に該当する車両については、主催者に駐車証を発行することとする。